

愛知県奥三河総合センター指定管理者運営モニタリング結果（2022年度）

1 施設の概要

施設名：愛知県奥三河総合センター
 所在地：北設楽郡設楽町田口字向木屋2番地10
 設置根拠：愛知県奥三河総合センター条例（昭和47（1972）年 供用開始）
 設置目的：三河山間地域の振興を図るため
 施設概要：敷地面積 37,333 m²
 主な建物 本館、講堂、体育館
 駐車場 普通車115台、大型車3台、身障用3台
 休館日 7月及び8月を除く毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理概要

指定管理者名：一般社団法人設楽町公共施設管理協会
 指定期間：2021年4月1日から2026年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況：
 ・利用客の傾向を分析把握し、それに合わせた営業活動を行う。
 （①団体・個人の別及び季節・曜日毎の利用状況の分析把握 ②ビジネス客への営業活動 ③新規団体客の獲得に向けた営業活動）
 ・毎年利用いただいている団体客へのフォロー
 （①利用毎に次回利用の御案内 ②地元団体との交流支援 ③メール等を利用し時候の挨拶を送付）
 ・地域情報の発信
 （①県、市町村、各種団体等との共同イベント等に協力 ②近隣で実施されるイベント情報を施設利用者等にPR ③地域コミュニティ等の情報を発信）
 ・施設の情報発信
 （①HPをこまめに更新し、季節の風景、空室情報、地域情報等を紹介。訪れたいコンテンツを工夫 ②施設を利用したプランの提案及び地元観光資源の楽しみ方の紹介 ③道の駅等の集客ポイントと協力し、その利用者にPR ④設楽町観光協会、奥三河観光協議会と協力し積極的に情報を発信 ⑤他の受託公共施設と相互に利用協力し、相互にPR）
 ・自主事業の実施
 （①星空観察会やダム工事現場見学を開催、クリスマス星空フェスタを12月に開催）

3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2022年度		2021年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
文化施設（講堂、会議室）	9,052	9,008	9,052	5,240	3,768
宿泊施設（宿泊室）	4,683	2,836	4,637	2,653	183
スポーツ施設（体育館、運動場）	15,670	4,804	15,670	3,219	1,585
計	29,405	16,648	29,359	11,112	5,536

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

区分	2022年度		2021年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	45,136	43,358	43,605	39,861	3,497
利用料金収入	6,755	5,538	6,710	4,707	831
指定管理料	38,081	36,496	36,595	35,105	1,391
その他	300	1,324	300	49	1,275
支出	45,136	43,103	43,605	38,692	4,411
収支差	0	255	0	1,169	△914

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	仕様書に求める管理水準を満たしており、奥三河総合センターの運営は適切に行われていた。利用者への情報提供や、利用促進に向けた積極的な活動が行われていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	当該施設の他にも複数施設の指定管理を受けており、ノウハウが蓄積されている。
施設の適正な管理	A	仕様書に求める管理水準を満たしていた。
サービスの維持・向上	A	仕様書に求める管理水準を満たし、さらに利用促進に向け、イベント等を積極的に企画開催していた。
運営等の安定性	A	運営に十分な人員配置がされていた。利用料金についても適切な収入業務を実施していた。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。(協定書等の水準)
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

- ・施設が老朽化しているため、必要な修繕を行う。
- ・利用者増加に向けて、更なる利用促進を指定管理者と行っていく。

6 利用者からの反応

- ・利用者アンケート結果をもとに、スポーツ団体の利用の前に飲料水を仕入れるなど工夫し、快適に過ごせるように工夫していた。

7 その他

- ・駐車場横断工補修等を行った。
- ・ネット環境について、北設情報ネットワークの光回線を敷設し、利用環境の改善を行った。
- ・新型コロナウイルスの情報収集をはじめ、社会情勢や近隣施設の状況を確認し、愛知県と連絡を取り合いながら適切に対処した。

○ 問い合わせ先

総務局総務部市町村課地域振興室 山村・離島グループ
電話：052-954-6097（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-954-6981
メールアドレス：chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp